

別記1「助成対象者」

本制度は、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 秋田県内での就職日以降に、別表1「別に定める奨学金」に掲げる奨学金（以下「助成対象奨学金」という。）を返還予定または返還中であること。
- (2) 定住に関する要件である次のア、イ、ウいずれかに該当し、定住の意思を持って県内に住所を有するもの。ただし、一時的な県外事務所等での勤務はこの限りではない。

ア) 令和8年度に大学等（高等教育機関のうち大学・大学院・高等専門学校等、学位取得相当に該当する課程がある機関（以下、「大学等」という。))を卒業・修了し、令和9年4月1日以降に、秋田県内に居住していること（※1）。

イ) 令和7年度以前に大学等を卒業・修了し、通算1年以上秋田県外に居住（大学等での就学期間は、県外の居住実績に含まない）し、令和9年4月1日以降に、秋田県外から秋田県内に転入し居住していること（※2）。

ウ) 令和7年度以前に大学等を卒業・修了し、秋田県での就職決定前にAターン希望登録済で、令和9年4月1日以降に、秋田県外から秋田県内に転入し居住していること（※2）。

※1 県内就職した企業側の都合のため、令和9年4月1日より前に県内就職している等、特別な理由があると認められる場合を含む

※2 令和9年4月1日以降の県内就職のために、令和9年4月1日より前に県内に転入している等、特別な理由があると認められる場合を含む

- (3) 令和9年4月1日以降に、別表2に掲げる「登録企業」に正規雇用（※3）され、かつ6年以上継続して就業する意思があること。
- (4) 本制度の利用を希望する者。
- (5) 公務員等（会計年度任用職員、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人を含む）でないこと。
- (6) 本制度による助成期間内に、本制度以外の助成制度（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）による返還支援や返還額の減額、又は免除等を受ける予定がないこと。

※3 正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態とする。

- ①期間の定めのない労働契約をしていること
- ②所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること
- ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること